

# 令和8年度尾道市不育症治療費助成事業

尾道市では、不育症の検査・治療にかかる費用の助成を行います。

## ◎ 対象者（次の要件をすべて満たしている人）

- ① 医療機関で不育症と診断されている
- ② 法律上又は事実上の婚姻関係にある夫婦
- ③ 治療初日における妻の年齢が43歳未満
- ④ 不育症治療で他の自治体から助成を受けていない（広島県の助成は併用可）
- ⑤ 申請時に、夫婦ともまたはいずれかが尾道市に住所を有している
- ⑥ 市税・国保料などをすべて納付している

## ◎ 助成の対象となる検査・治療

国内の医療機関で令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に受けた検査・治療

※ 内容については、医療機関に依頼する証明書をご覧ください。

※ 健康保険適用の有無は問いません

※ 不育症と不妊治療の両方を目的としている治療は、重複での申請はできません

## ◎ 助成金額：1年度につき 上限30万円

助成対象額 = 治療等の自己負担額×0.7－広島県からの助成額

## ◎ 申請手続き

### (1) 必要書類

- ① 尾道市不育症治療費助成金申請書（様式第1号）
- ② 尾道市不育症治療費助成申請に係る証明書（様式第2号）
- ③ 領収書・明細書の写し  
（院外処方の場合は、薬局の発行した領収書の写しも必要）
- ④ 申請者の通帳又はキャッシュカードの写し（銀行・支店名、氏名、口座番号明記）
- ⑤ 本人確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）



ただし、次の場合は追加書類が必要です

●事実上の婚姻関係にある場合：夫婦二人の戸籍謄本（※）と住民票（※）及び

「事実婚関係にある申立書」が必要。申請前にご連絡ください。

●夫婦が別世帯の場合や夫婦どちらか一人が尾道市外に住所を有している場合：戸籍謄本（※）

※ 戸籍謄本・住民票は、原本で申請日より3か月以内に発行されたもの

(2) 書類の入手方法

尾道市健康推進課の窓口、尾道市のホームページ

(3) 提出先

尾道市健康推進課

※ 郵送で提出の場合は、本人確認書類（運転免許証などの写し）の添付が必要

◎ 申請期限：令和9年4月30日（金）

ただし、次の場合は年度途中でも申請してください。

- (1) 治療等が終了した
- (2) 助成金額が上限の30万円に達した
- (3) 市外に住民票を移す  
(転出後の申請は、受理できません)



☀️ 交通費助成

不育症治療のために医療機関等へ行く際の交通費助成です

**助成対象者：**因島・細島・生口島・高根島・百島に在住者

※ 住所地からの受診（利用）に限ります。

※ 保険適用治療のみ（治療費の助成対象外）の人も対象です

**助成金額：**西瀬戸自動車道、船舶等を利用した際の往復料金

**申請方法：**次の書類等をご持参ください。後日、口座振込により助成します。

・ 交通費に係る領収書等（ETC 利用明細書、乗船券の領収書等）

※ 西瀬戸自動車道を軽自動車又はバスで通行した場合は不要です。

・ 振込先口座を確認できるもの（預金通帳、キャッシュカード等）

・ 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

・ 受診（利用）が確認できるもの（医療機関等の領収書、診療明細書等）

**申請期間：**最終受診日から1年以内

**申請場所：**健康推進課3か所

（総合福祉センター内、因島総合支所内、瀬戸田福祉保健センター内）

◎ 問い合わせ先

尾道市健康推進課  
すこやか親子係

住 所：〒722-0017

尾道市門田町22-5 総合福祉センター2階

電 話：0848-24-1960